(表)

第 号 交 付 年 月 日

父 付 年 月 日 有 効 期 間

身 分 証 明 書

住 所 氏 名

職 名

生年月日

写 真

上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。

都道府県知事

囙

(裏)

地すべり等防止法抜粋

- 第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは 資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち 入り、これを検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 第2項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で 定める。